

# 令和5年度 国府台小学校「学校いじめ防止基本方針」

## 1 いじめ防止対策の基本理念

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。（いじめ防止対策推進法第2条の規定による）

### (2) いじめ防止等のための対策における基本的な考え方

○いじめを行わないように、いじめを放置しないようにするため、いじめが児童の心身に及ぼす影響等、いじめ問題に関する児童の理解を深めるようにする。

○いじめを受けた児童の生命及び心身を保護するために、家庭、地域、学校その他関係者の連携の下で、いじめ問題早期発見、適切かつ迅速な対応を行っていく。

○以下の点について認識し、いじめ防止等の対策を講じていく。

- ・いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害する。
- ・いじめは、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える。
- ・いじめは、生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。
- ・いじめは、全ての児童・学級・学校に起こりうる問題である。
- ・いじめを傍観することは、いじめ行為と同様に許されない。
- ・いじめの様態は様々である。
- ・いじめは、児童からの自発的な訴えが寄せられにくく事実の発見が難しい問題である。
- ・いじめは、安易な気持ちや間違った認識から発生することもある。
- ・いじめは、解消後も注視が必要である。

## 2 いじめの未然防止について

児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。

### (1) いじめゼロ・いじめを許さない学校・学級づくり

- ・発生してから対応する「事後対応」の考えではなく、問題が発生しにくい環境をつくる「未然防止」の考え方を持つことが必要である。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人ひとりの児童に徹底させること。いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめと同様に許されないという認識を持たせる。また、いじめを受けていることを大人に伝えることは正しい行為であるという認識を、児童に定着させる。
- ・学校教育活動全体を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にす態度

を育て、友情の尊さや信頼関係の醸成、生きることの素晴らしさや喜び等について、児童が心から価値を感じることができるよう適切に指導すること。学級経営、人権教育、道徳教育をはじめ、奉仕活動や自然体験等の活動、人間関係や生活経験を豊かなものとする教育活動を行っていく。

#### (2) いじめ問題の対応に必要な大人の姿勢

- 人権意識を高める。
- いじめ問題には、必ず組織で対応する。
- いじめは、自分の目だけでは十分に発見できるものではないという認識に立ち、児童や保護者からの通報、他の教職員からの情報を真摯に受け止め、対応する。
- 教職員やカウンセラー、保護者等、いじめの相談ができる体制があることを周知していく。いじめ等、相談があった場合、解決に向けて全力で取り組み、児童を徹底して守る姿勢を伝え、安心感を与える。
- 差別的発言や児童を傷つける発言等、不適切な発言や体罰は、いじめを助長することもあるので、厳に慎む。

#### (3) いじめの未然防止に向けた手立て

- 児童の自発的、自治的活動を保障し、規律と活気のある学級集団作りを進める。一人ひとりが受容的・共感的態度を持つことにより、互いを認め合う学級づくりを行う。
- 生徒指導の機能を生かした授業づくりを行う。  
生徒指導の機能…自己決定の場、自己存在感自覚の場、共感的人間関係作り
- 自他を尊重する態度、人権を守る態度の育成等、いじめ防止に関わりのある題材を取り上げ、道徳の授業を充実させる。
- 学校行事、児童会活動等に児童が主体となっていじめ防止に関する取り組みを行う。また、千葉県における取り組み「命を大切に作るキャンペーン」等を活用し、学校全体や学年・学級単位で生命や人権を尊重する取り組みを具体的に行う。

### 3 いじめの早期発見について

#### (1) 学校生活アンケートの実施と分析

- いじめは、どの学校でも、どの児童にも起こりうるとの認識のもと、各学期に1回の年3回以上、学校生活アンケートを実施する。
- アンケートには、インターネットを通じたいじめについても質問項目を設ける。

#### (2) 面談の実施

- 学校生活アンケートをもとに、児童との面談を実施することで、児童の人間関係や悩み等を把握し、ともに解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。
- 児童が面談を希望する時は、即時面談を行う。
- 保護者対象の教育相談を年3回実施する。

#### (3) 相談・連絡

- 児童、保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。(校長・教頭・教務・担任・生徒指導主任・養護教諭・ゆとろぎ相談員等)

- ・児童の様子について学校生活全体を通して、多くの教職員で見守り、気づいたことを日常的に情報交換する。様子を記録し、報告することにより、教務・教頭・校長と連携を図り、学級や学校の内情を定期的に伝える。

#### 4 いじめ防止等の対策のための組織について

いじめ問題は、早期発見や早期解決、未然防止に向けて、学校として組織的に対応することを原則とする。

(1) いじめ防止の組織の名称…心部会（下部組織は各学年）

(2) 構成員…校長・教頭・生徒指導主任・特別支援教育コーディネーター・  
不登校対策主任・道徳教育主任・福祉教育主任・特別活動教育主任・  
ゆとりぎ相談員・院内学級担任・各学年 1 名

※基本方針の策定やいじめの緊急対処に際しては、関係職員やスクールカウンセラーを構成員に加える等、柔軟に定める。

(3) 組織の役割

- ・学校いじめ防止基本方針の策定
- ・学校基本方針に基づく取組の実施、年間計画の作成、実行、検証、修正
- ・いじめの相談、通報の窓口
- ・いじめの疑いに関する情報の収集、記録、共有化
- ・緊急会議の開催、事実関係の聴取、保護者との連携

#### 5 いじめが発生した際の対処について

(1) いじめられた児童への対応

- ・関係児童の安全と人権に配慮し、担任だけでなく、他職員により組織的に事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝える。児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢を持って対応することを伝える。
- ・児童が安心して学校生活を送ることができるよう、当該児童の友人や家族、教職員、地域の人等と連携し、支えることのできる体制を作る。必要に応じ、保護者へ事実関係を伝えるとともに、児童の不安を除去し、安全を守ることを伝える。

(2) いじめている児童への対応

- ・いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせ、再発を防止する措置をとる。いじめている児童には、いじめてしまう心情を聞き、その児童の心の安定を図る指導をするとともに、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、いじめをやめさせる。
- ・必要に応じ、保護者へ連絡し、事実に対する保護者の理解を得たうえで、学校と保護者、場合によっては各関係機関が連携して、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対して継続的な助言を行う。

(3) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせる。いじめをやめさせるこ

とはできなくても、誰かに伝える勇気を持つよう伝える。はやし立てる等同調していた児童へは、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させ、「いじめは絶対に許されない行為である」ことを徹底させる。全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団作りを進める。

## 6 重大事態への対処について

### (1) 重大事態とは（いじめ防止対策推進法第 28 条より）

「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」

（自殺の企図・精神性疾患の発生・身体に重大な被害・金銭を奪い取られた）

「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」

（いじめにより長期欠席をしている疑いがある場合）

### (2) 重大事態の調査（いじめ防止対策推進法第 28 条より）

「学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及び保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。」

- ・緊急いじめ防止対策委員会を立ち上げ、組織的に対応する。市教育委員会に報告し、委員会の指導の下、調査等行う。
- ・全校児童や保護者に対してアンケート等を行い、事実関係の把握とともに、メンタルヘルスケア等を行い、全校児童の不安を解消する。
- ・いじめを受けた児童及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報保護に関する法律等を踏まえること。

### (3) 重大事態の報告（いじめ防止対策推進法第 29 条～31 条より）

「当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。」

- ・重大事態が発生した旨をすみやかに市教育委員会に報告する。また、調査結果を教育委員会に報告する。調査結果を踏まえ、教育委員会の指導の下、いじめ問題の解決に向けて必要な措置を講ずる。
- ・いじめが児童の生命、心身又は財産に重大な損害があると判断したときは、すみやかに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

## 7 公表、点検、評価等について

### (1) 公表

- ・学校いじめ防止基本方針をホームページで公表する。

### (2) 点検・評価

- ・いじめの発生防止、早期発見、発生時の対応に関する取り組みについて、学校評価の項目に加え、適切に自校の取り組みを評価し、次年度の方針を見直す。